

「太田商工会議所会報チラシ折込サービス」 運用規程

1. 当サービスは、太田商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。
よって、原則として、太田商工会議所会員事業所を対象とする。
2. 当サービスは、太田商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための
広告紙等書類を太田商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するも
のである。
3. 折り込む書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるもの
ではないこと、及び下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ①政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - ②個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ③公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営
業に該当するもの
 - ⑤誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑥他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他、太田商工会議所が適当でないとするもの
4. 広告紙等書類およびその内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは、双方で誠意を持って対応することとする。また、
当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、太田商工会議所は一切の責任を負
わないこととする。
6. 当サービス料金は、1 事業所 A4 以下のサイズ 1 枚（両面可）につき 55,000 円（税込）とする。
B4 または A3 サイズの場合は、77,000 円（税込）とする。尚、料金は当該会報発送日から起算
して 1 ヶ月以内に支払うものとする。
7. 年度内（4 月～翌年 3 月）に 3 回以上申込みいただいた場合は、3 回目以降の料金を
10%割引とする。
また、一度に年度内 3 回以上の申込みがあった場合は、料金を毎回 10%割引とする。
8. 太田商工会議所会報に折り込む広報紙等書類は、広告主で必要部数（約 3,400 部・B4 また
は A3 は、A4 サイズ以下に折り済）を準備し、会報発行日（20 日）の 10 日前までに、太田
商工会議所に納めるものとする。残部が発生しても原則として返品はしない。
9. この運用規程に同意した場合、原則会報発行日（20 日）の 1 ヶ月前までにチラシ案を添え
て、別紙申込書に署名捺印し、太田商工会議所総務課に提出する。本書類の提出は、申込時に
毎回提出する。
10. 折り込みの可否は後日、会報編集会議にて決定するものとする。

【担当】 太田商工会議所 丸山

TEL:0276-45-2121 FAX:0276-45-1088

改定：令和 7 年 4 月 1 日